

---

◇鈴木正洋議員

○議長（高橋邦武） 次に、9番、鈴木正洋議員の一般質問を許可いたします。鈴木正洋議員は登壇願います。

（9番 鈴木正洋議員 登壇）

○9番（鈴木正洋） おはようございます。

通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

1問目は、アウトドア・レジャーの魅力向上についてです。

1点目として、まずは野外レジャー施設における熊対策についてです。

熊の出没が相次ぎ、人的被害も報告されていることは周知のとおりです。美郷町の野外レジャー施設においても利用者の安全確保が課題となっていると感じます。実際、熊の出没が続いた仏沢キャンプ場は、10月から利用休止となってしまいました。キャンプ場に熊対策の電気柵を設置している例は、北海道で多く見られます。秋田県以外の東北地方でも同様の事例が見られます。美郷町の野外レジャー施設には、キャンプ場のほかパークゴルフ場やグラウンド・ゴルフ場などもあり、その全てに電気柵を設置するような対応は無理だとしても、費用対効果を見ながら熊対策を強化する必要があると考えます。特に雁の里山本公園のキャンプ場については、もともと熊の出没が少ないという利点があります。それに加えて、電気柵や監視カメラなどによる熊対策が講じられた安全で安心なキャンプ場として他施設との差別化が図られれば、利用促進につながる考えられます。美郷町の野外レジャー施設における熊対策の強化についてどのようにお考えかお伺いいたします。

2点目は、雁の里山本公園にあるキャンプ場ほかの営業内容の見直しについてです。

熊の出没が増加していることに加え、コロナ禍におけるアウトドアブームも一段落したことから、利用者数の減少が目立つキャンプ場も見受けられます。こうした状況の中では、利用者目線でのサービス改善に取り組み、施設の魅力を高めていくことが重要です。

キャンプ愛好者に話を聞いたところ、午前9時30分のチェックアウトは早過ぎるのではないかという声がありました。キャンプの醍醐味は、撤収に追われることなく、ゆったりとした朝の時間を過ごすことにあります。県内にある主なキャンプ場のチェックアウト時刻を調べると、11時頃に設定されているところが多いと分かりました。雁の里山本公園の9時30分は、キャンプ場だけでなくオートキャンプ場とバンガローも同じであり、再検討の余地があると感じました。

また、テントの横にタープを張るだけで追加料金が発生するという料金体系も、利用者に負担

感を与えていると考えられます。1張ではなく1区画単位で料金を設定するほうが、分かりやすく一般的なのではないのでしょうか。

利用者の声を聞いた上で他施設との比較検討を行い、営業内容の見直しを図るべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

3点目は、新たなアクティビティとしての水上自転車の導入についてです。

現在、仏沢ため池には、カヌー用具が整備されていますが、その利用はどの程度でしょうか。

カヌーは一定の練習が必要であり、誰もが気軽に楽しめるレジャーとは言い難い面があります。一方、水上自転車は、カヌーに比べてはるかに安定性が高く、ライフジャケットを着用するだけで、子供から高齢者まで安心して楽しめる乗り物です。都会では、運河の散策ツアーに利用されているほか、東北地方では、山形県長井市のダム湖で導入されている事例もあり、注目を集めています。

美郷町としては、陸上でも水上でも自転車が楽しめる町という物語性を打ち出すことができる点も魅力です。仏沢ため池のほかにも雁の里山本公園の立地からすれば、西沼でのサービス提供も喜ばれるのではと考えられます。

水上自転車の導入についてご見解をお伺いいたします。

以上、3点ご見解をお伺いいたします。

○議長（高橋邦武） 答弁を求めます。町長は登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、野外レジャー施設の熊対策についてですが、議員のご説明のとおり、全ての野外施設に電気柵を設置することは費用対効果や設置に係る課題等を考えますと、無理と考えます。そのため、答弁はキャンプ場に限っていたします。

町で設置しているキャンプ場は、利用料金を徴収しない仏沢公園のキャンプ場と有料施設である雁の里山本公園キャンプ場がありますが、仏沢公園のキャンプ場については、利用実績を踏まえ、かつ無料施設であることを考えますと、現状どおりの注意喚起及び利用休止措置でよいものと考えております。

次に、雁の里山本公園キャンプ場についてですが、利用者が多く、有料であることを踏まえ、電気柵の設置は必要性を感じるころですが、当該キャンプ場にはオートキャンプ場があり、敷地内に車が乗り入れるため、それを電気柵で囲いますと、新たな課題が生じてまいります。また、仮に一部に設置したとしても、当該エリアはパークゴルフ場もあるため、接触の危険性も

あります。そうしたことを考え、電気柵を設置することは難しく、現在のところ設置は考えておりません。また、監視カメラについては、基本、監視する者がいて迅速に対応することで熊対策になるわけですが、現実的に、宿泊する管理人を設置することは難しく、これも現在のところ考えておりません。

キャンプ場の熊対策の強化につきましては、周辺での出没情報を管理棟に掲示することで、利用者が状況を把握しやすい状況にするなどの強化策を講じてまいりたいと存じます。

次に、雁の里山本公園キャンプ場の営業内容の見直しについてですが、利用時間については、宿泊の際のチェックイン時刻の繰上げを求める声が寄せられたことを契機として、令和6年12月に条例改正し、日帰り、宿泊ともに午前10時からの利用開始としたところですが、チェックアウト時間は改正せずに、宿泊は翌日午前9時30分としているところです。なお、その間の30分で清掃作業を行っております。

さて、ご質問のチェックアウトの時間についてですが、県キャンプ情報サイト「AKITAd e CAMP」に掲載されている県内18のキャンプ場を確認したところ、チェックアウト時刻が午前10時の施設が4か所、11時の施設が3か所、午前12時以降の施設が3か所、その他の施設は利用時刻の記載が確認できませんでした。この状況では、雁の里山本公園キャンプ場のチェックアウト時刻は少し早いようですので、来年度に向けてチェックアウト時刻を午前10時に変更するとともに、チェックイン時間を10時30分とするよう3月の議会定例会に条例改正案を提案してまいりたいと存じます。

次に、フリーテントの利用料金ですが、現在、場所の使用料としてテント1張単位またはタープ1張単位で料金をいただいております。ご提案の区画単位での料金設定については、あらかじめテントエリア内に区画を設定しますと、これまでの使い勝手上の柔軟性、自由度がなくなり、当該キャンプ場の魅力が損なわれる懸念があると思います。そのため、現在のところ区画を設定した料金設定をすることは考えておりません。

ただし、タープを張るだけで追加料金が発生することは、利用者にとって負担感があると受け止め、今後、テント1張につきタープ1張までを利用料金に含むように利用時間の改正と併せて、3月の定例議会に条例改正案を提案してまいりたいと存じます。

次に、新たなアクティビティとしての水上自転車の導入についてです。

町では、水上アクティビティとして、令和6年度にカヌー・カヤック用具を購入、供用開始しておりますが、これまで計5回のカヌー・カヤックイベントを開催し、全て定員に達しており、計26人が利用しております。参加者は小学生から70歳代と幅広い年齢で、皆さん20分から30分程

度の練習で、一人で自由にこげるようになっており、ガイドの注意事項を守っていれば転覆することはほとんどなく、利用者の転覆事例はないようです。

水上自転車については、魅力はカヌー・カヤックと同様、魅力はあるものと思いますが、格納場所が広く必要なこと、カヌー・カヤックに比べて運搬方法に人手が必要と見込まれること、さらに多少ですが、消耗品の維持費用がかかることなどの課題があります。そのため現時点では、まずはカヌー・カヤックの普及促進に力を入れることとし、水上自転車を新たに導入することは考えておりません。

以上です。

○議長（高橋邦武） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○9番（鈴木正洋） 続きまして、学校における合理的配慮についてです。

合理的配慮とは、障害のある人が障害のない人と同じように生活し、活動できるよう均等な機会を確保するために必要とされる配慮のことです。これは、障害者差別解消法に規定された責務であり、学校においても例外ではありません。全ての児童生徒がひとしく教育を受けられるよう個々の状況に応じた適切な対応が求められます。

視聴覚と認知に関する障害の中に、読み書き障害と聞き取り困難症があります。読み書き障害は、文字と音声を結びつける音韻化がうまくできず、文字の読み書きにとっても苦勞する障害です。また、聞き取り困難症は、言葉の聞き取りと理解に困難を伴う障害で、難聴とは異なり、聴力検査では分からないのが特徴です。

こうした障害を持つ児童生徒は、理解力に問題がなくても、学習についていくことが難しくなります。しかし、1人1台のタブレット端末が配備された現代の教育環境においては、これを活用すれば合理的配慮を提供することが可能となります。鉛筆で文字を書くことが難しい児童生徒でも、ワープロソフトのキーボードを使えば、スムーズに入力できる場合もあります。また、言葉の聞き取りに苦勞する児童生徒は、文字起こしアプリを活用すれば、音声情報を文字として視覚的に理解できます。報道資料によると、学校の定期試験や大学入試においてもパソコンなどIT機器の利用が、合理的配慮として認められた例もあります。

美郷町の学校において、読み書き障害や聞き取り困難症などの障害を持つ児童生徒に対する合理的配慮は、どのように行われているのでしょうか。

タブレット端末を活用するような対応が、教員個人の能力や判断に依存することがないように、教員同士の情報共有などの体制は整っているのか。

今後の対応方針なども含めてご見解をお伺いします。

○議長（高橋邦武） 答弁を求めます。教育長は登壇願います。

（教育長 栗林 守 登壇）

○教育長（栗林 守） ただいまのご質問にお答えします。

県教育委員会では、障害の有無や学びの特性等にかかわらず、全ての子供が共に学び、成長できるインクルーシブ教育の推進を基本方針に位置づけており、学校での合理的配慮については、私も大変大切なことであると受け止めております。

本町小中学校の特別支援学級の子供たちや通常学級に在籍して特別な支援を必要としている子供たちについては、一人一人について個別の教育支援計画というものを作成しております。それを基にして、教員はもちろん町が独自に配置した学校生活支援員を含め、学校全体として組織的、系統的な指導・支援に努めているところです。

読み書きに関して支援を要する子供たちについては、板書を書き写す負担の軽減として、タブレット端末のカメラ機能の活用や筆順アプリによる学習支援、レポート作成時のキーボード入力、ルビつきプリントやテストの準備、穴埋めやキーワードを用いたプリントの準備、集中して読むためのスリット入りシートの使用などが行われております。

聞き取りに関して支援を要する子供たちについては、手順を視覚化したフローチャートの提示、教員の個別読み上げ対応や読み上げ教材の音声速度調整、イヤホンを用いた音声教材と映像資料の併用などに加え、必要な情報を聞き取って活動する力を身につけるために、音声に従って課題に取り組む学習を積み重ねたり、文字の形やつくりをよく見て、文字を再現する学習を行ったりするなど工夫をしているところです。

学校での合理的配慮の中で、タブレット端末などICT機器の活用は、今後ますます重要になってくると感じております。本町では、タブレット端末等の活用について協議するICT有効活用推進委員会や教育支援委員会、学力向上授業改善委員会等を定期的で開催して、新たな情報を共有しながら指導・支援の向上につなげるようにしております。

また、各学校では、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援委員会を設置し、地域のセンター的機能を有する大曲支援学校や専門スタッフが配置されている特別支援教育地域センター、専門指導主事やアドバイザーが在籍する各教育事務所など関係機関と連携して、ICT活用を含めたさらなる指導・支援の工夫改善に努めており、今後とも継続して取り組んでまいります。

以上です。

○議長（高橋邦武） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、9番、鈴木正洋議員の一般質問を終わります。